

平成29年第1回定例会（5月25日）

予算特別委員会農林水産分科会
付託議案関係資料

（補正予算関係）

平成29年5月25日

農 林 水 産 部

目 次

1	降ひょう被害支援対策の概要〔農林水産部〕	1
2	農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業〔農業経済課〕	3
3	(新) 果樹産地等緊急総合支援事業〔園芸振興課〕	5

1 降ひょう被害支援対策の概要

農林水産部

平成29年5月の降ひょうにより被害を受けた農家が意欲を持って営農を継続できるよう、栽培技術対策を徹底するほか、再生産に向け、病虫害防除費等への助成や営農資金の創設などの総合的な支援対策を実施する。

経営再建支援

1 果樹産地等緊急総合支援事業（新規） 【予算額 33,280千円】

(1) 病虫害防除費等への助成

- 病虫害防除薬剤、肥料、種苗、緊急的な摘果作業に要する雇用労賃等の経費への助成

※補助率：県1/3、市1/6以上

(2) 販売促進費への助成

- 規格外品の販売促進経費への助成

※補助率：定額（県2/3、市1/3）

（りんご・もも・ぶどう等に係る対策については、被害程度の判明後、必要に応じて実施予定）

2 農業・漁業経営フォローアップ資金（拡充） 【予算額 100,645千円】

無利子の営農資金の創設（融資枠3億円）

- 農業経営フォローアップ資金を県・市・融資機関の利子補給により無利子化（負担区分：県1/2、市1/4、JA等1/4）
- 資金用途：経営維持に必要な資金
- 償還期間：10年以内（うち据置期間3年以内）

技術対策の徹底

- 早急に薬剤散布を実施するほか、被害状況に応じた栽培管理を指導
- 傷の大きな果実から摘果するなど、可能な限り着果量を確保

【参考】

5月15日の降ひょうによる被害状況等について

5月15日(月)午後4時頃、院内・横堀から三関、稲川、増田を中心とした雄勝・平鹿地域において降ひょうがあり、果樹等に被害が発生した。

1 被害状況（5月23日現在）

(1) 被害額 24,878千円

・農作物 19,938千円（野菜、花き、葉たばこ等）

※おうとうは現時点で2.5億円程度と推定

・栽培施設 4,940千円（パイプハウスのビニール破損61棟）

(2) 品目別状況

(単位：ha)

品目	被害面積(割合)			栽培面積		
	湯沢市	横手市	計	湯沢市	横手市	計
おうとう	37 (76%)	6 (15%)	43	49	39	88
いちご	3 (38%)	—	3	8	—	8
アスパラガス	7 (32%)	—	7	22	—	22
花き	0.3	—	0	—	—	—
葉たばこ	6 (46%)	—	6	13	—	13
その他	4	0.2	4	—	—	—
計	57	6	63	—	—	—

※ りんご、もも、ぶどうの園地においても広範に降ひょうがあったものの、生育が進んでいないことから、現段階で被害程度を予測することは困難。

(3) 果樹の被害調査

おうとうについては、結実が明らかになる5月下旬から6月上旬にかけて、りんごやもも等については、摘果終了後の7月上旬から中旬にかけて、それぞれ詳細な調査を実施する。

2 これまでの対応

病虫害防除のための薬剤散布や栽培管理に関する技術情報や指導文書を発出し、市やJAと連携の下、個々の被害状況に応じた指導を実施。

・技術情報「おがち果樹情報」（雄勝地域振興局：5月16日、19日、23日）

・降ひょうによる農作物被害に対する当面の技術対応について（園芸振興課：5月17日）

3 今後の栽培技術指導

被害程度や生育状況に応じた適切な栽培管理を指導するとともに、引き続き、病虫害の適期防除の徹底を図る。

特に、果樹については、傷の大きい果実から摘果するなど、可能な限り着果量を確保するための技術指導を徹底する。

2 農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業（拡充）

農業経済課

降ひょう被害を受けた農家の経営再建を支援するため、既設の県単資金に無利子の融資枠を創設するとともに、融資機関に対して県・市町村が利子補給を行い、被災農家の償還負担の軽減を図る。

1 事業内容

- (1) 融資対象者 市町村長が被害認定した農業者等（農業法人、生産組織を含む）
- (2) 資金使途 災害に起因する農業経営の維持に必要な経費
- (3) 貸付利率等

貸付利率	通常利率	利子補給率			融資機関 (1/4)
		県 (1/2)	市町村 (1/4)	計 (3/4)	
無利子	1.00%	0.50%	0.25%	0.75%	0.25%

- (4) 融資限度額 原則500万円（特別な事由がある場合は被害額を限度とする）
- (5) 融資枠 3億円（うち預託額1億円、県と融資機関との3倍協調融資）
- (6) 償還期限 10年以内（うち据置期間3年以内）
- (7) 債務保証への損失補償

秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合、県がその損失の一部を補償

2 事業主体

融資機関（農協、銀行、信用金庫、信用組合）

3 予算額

100,645千円	$\left\{ \begin{array}{l} \text{諸収入} \quad 100,000\text{千円} \\ \text{一般財源} \quad \quad 645\text{千円} \end{array} \right\}$
$\left\{ \begin{array}{l} \text{預託金（平成29年度預託分）} \quad 100,000\text{千円} \\ \text{利子補給額（平成29年度分）} \quad \quad 645\text{千円} \end{array} \right\}$	

4 債務負担行為限度額

- (1) 利子補給金 9,122千円（設定期間：平成30～39年度）
- (2) 損失補償 3,000千円（設定期間：平成29～40年度）

(参考) 農業・漁業経営フォローアップ資金（農業分）

- (1) 貸付対象者 認定農業者及び経営開始後5年以内の認定就農者
- (2) 貸付限度額 個人：500万円、法人：2,500万円
- (3) 資金使途 当年又は翌年の経営に必要な運転資金
- (4) 貸付利率 1.00%
- (5) 償還期間 10年以内（据置期間3年以内）
- (6) 融資枠 平成29年度分：4億68百万円（うち預託額：1億56百万円）
- (7) 融資方式 県と金融機関との協調融資（3倍協調融資）
- (8) 債務保証への損失補償

秋田県農業信用基金協会が債務保証した貸付金において代位弁済が発生した場合、県がその損失の一部を補償（農信基の負担分（30%）の2/3）

3 果樹産地等緊急総合支援事業（新規）

園芸振興課

降ひょう被害を受けた農家が意欲を持って営農を継続できるよう、果樹等の再生産に向けた取組に対し助成する。

1 事業内容

(1) 病虫害防除薬剤費・肥料費・種苗費の助成

おうとう・野菜等における降ひょう後の病虫害防除薬剤費・肥料費・種苗費に対する助成

ア 対象者 農業者等

イ 助成対象 病虫害防除薬剤・肥料・種苗の購入費

ウ 補助率 1／3以内

(2) 雇用労賃の助成

おうとうにおける降ひょう後の雇用労賃に対する助成

ア 対象者 農業者等

イ 助成対象 摘果作業等に要する労賃

ウ 補助率 定額（20千円／10a）

(3) 規格外果実の販売促進費の助成

おうとう等の規格外果実の販売促進費に対する助成

ア 対象者 JA等

イ 助成対象 箱代及び梱包資材費

ウ 補助率 定額（販売経費の1／3相当）

2 事業主体

湯沢市、横手市

3 予算額

33,280千円（一般財源 33,280千円）

(1)：15,267千円（負担金補助及び交付金 15,267千円）

(2)：8,680千円（負担金補助及び交付金 8,680千円）

(3)：9,333千円（負担金補助及び交付金 9,333千円）

4 事業年度

平成29年度